

桐生大学・桐生大学短期大学部 教育推進センター規程

(設置)

第1条 桐生大学・桐生大学短期大学部（以下「本学」という。）に、教育推進センター（以下「センター」という。）を置く。

(趣旨)

第2条 本規程は、センターの組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第3条 センターは、本学の特色ある教育の充実を目指し、教育体制の改善を効率的に図ることを目的とする。

(業務)

第4条 センターは、その目的を達成するため学内諸組織と連携し、次の業務を行う。

- (1) 教育活動改善に向けての検討、企画及び提案に関すること
- (2) 学内教育活動の支援に関すること
- (3) リメディアル教育の支援に関すること
- (4) 学生のキャリアプランに関すること
- (5) シミュレーション教育の推進に関すること
- (6) 卒後教育の支援に関すること
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な業務に関すること

(組織)

第5条 センターは、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) センター長
 - (2) 学長
 - (3) 副学長
 - (4) 学部長
 - (5) 学科長
 - (6) 別科長
 - (7) 教務委員会委員長
 - (8) 学長の推薦する教育に精通した者
 - (9) 教育業務を担当する事務職員
- 2 前項(8)、(9)の者は、学長が指名する。

(センター長)

第6条 センター長は、学長が指名し、理事長が任命する。

- 2 センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 3 センター長は、センター活動を統括する。

(会議)

第7条 センター長は、センター会議を招集し、その議長となる。

- 2 センター会議は、センター員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状の提出をもって出席とみなす。
- 3 議事は、出席者の過半数をもって可決とし、可否同数の時は、議長が決する。
- 4 必要に応じ、関連委員会委員長及びセンター長を招聘することができる。
- 5 議長に事故がある時は、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代行する。

(事務)

第8条 センターの事務は、教務・学生課が担当する。

(運営)

第9条 センターの円滑な運営を図るため、必要な組織を置くことができる。

(雑則)

第10条 本規程に定めるほか、センターの運営に関し、必要な事項は別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、大学運営評議会の審議を経て、学長が行う。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。